

[業務委託/最低制限価格]

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

(1) 契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

(1) 指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

(1) 原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

(2) 業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

(3) 内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（府中市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。以下同じ。）以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要

な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

(1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

(1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

(2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間

質問回答期限 入札開始日の2日前

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX(0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

(1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

(2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

「最低制限価格」を設定している。

価格は、事後公表とする。

最低制限価格を設定している場合、その価格を下回る入札を行った場合は、失格とする。

13 各会計年度の支払限度額

設定していない。

14 前払金

予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

15 部分払

業務委託料が500万円以上の業務委託契約を対象とする。

16 入札辞退等

(1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

(2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

17 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果
- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
 - ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があると同時に、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

〔土木コンサルタント業務委託〕

〔測量業務委託〕

〔地質調査業務委託〕

〔用地調査業務委託〕

仕様書共通事項

1 共通事項

(1) 本業務の履行は、次の仕様書に基づき実施すること。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 土木コンサルタント業務 | 広島県制定「設計業務等共通仕様書」 |
| 測量業務 | 広島県制定「測量業務共通仕様書」 |
| 地質調査業務 | 広島県制定「地質・土質調査業務共通仕様書」 |
| 用地調査業務 | 広島県制定「用地調査等共通仕様書」 |

(2) 「設計図書」、「共通仕様書」若しくは「仕様書特記事項」の記載に相違がある場合、又は設計図書に定めのない事項については、別途調査職員と事前に協議し、その指示に従うこと。

2 履行期間の設定について

本業務の履行期間は、10日を限度として検査期間を見込んでいるので、履行期間末の10日前までに業務完了届を提出すること。

3 業務委託費内訳書及び業務工程表の提出について

- (1) 業務委託費内訳書の提出について、入札時に内訳書を提出した場合は、業務委託費内訳書の提出について免除する。ただし、低価格入札等で調査が必要な場合は、別に詳細資料の提出を求める場合がある。
- (2) 業務工程表の提出について、業務計画書を提出する場合又は調査職員の承認を受けた場合は免除とする。

4 業務計画書の提出について

業務委託料が300万円以上の業務を受注した場合は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

5 管理技術者及び照査技術者の届出等について

管理技術者及び照査技術者を定めたときは、管理技術者及び照査技術者専任（変更）届を契約締結後14日以内に提出すること。

6 「業務実績情報」の作成について

受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績システム（テクリス）に基づき、受注、変更、完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後

15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

※ 受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

※ 途中変更時の登録が必要な場合とは、履行期間の変更、技術者の変更、業務委託料の変更があった場合とする。

7 この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めること。

| 業務の種類 | 管理技術者 | 照査技術者 |
|--------|---|---|
| 設計業務 | [○] * 資格要件は別表参照 設計業務の種類 <u>鋼構造及びコンクリート</u> | [○] * 資格要件は別表参照 設計業務の種類 <u>鋼構造及びコンクリート</u> |
| | [] * 資格は問わない | [] * 資格は問わない |
| 測量業務 | [] * 資格要件は測量士 | [] * 資格要件は測量士 |
| 地質調査業務 | [] * 資格要件は別表参照 | [] * 資格要件は別表参照 |
| 用地調査業務 | [] * 資格要件は別表参照 | [] * 資格要件は別表参照 |

(注) [] に○印のある技術者が必要である。

(別表)

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|------------------|----|
| 委託業務 | 管理技術者及び照査技術者の資格要件 | | | | |
| 設計業務 | (1) 技術士またはシビルコンサルタントマネージャーの資格保有者 | | | | |
| | 設計業務の種類 | 技術士 | シビルコンサルタントマネージャー | 添付書類 | |
| 河川及び砂防 | | 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条に定める技術部門の内「建設部門」に該当する資格(『測量及び建設コンサルタント業者名簿』(以下『名簿』という。)の「有資格者数」の欄中「技術士(建設)」に該当する。) | 設計業務の種類ごとのRCCMの資格 | 技術士又はRCCMの資格証の写し | |
| 電力土木 | | | 同上 | | |
| 道路 | | | 同上 | | |
| 鉄道 | | | 同上 | | |
| 造園 | | | 同上 | | |
| 都市計画及び地方計画 | | | 同上 | | |
| 土質及び基礎 | | | 同上 | | |
| 鋼構造及びコンクリート | | | 同上 | | |
| トンネル | | | 同上 | | |
| 施工計画、施工設備及び積算 | | | 同上 | | |
| 建設環境 | | | 同上 | | |
| 地質 | | | 上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(地質)」に該当する。) | | 同上 |
| 上水道及び工業用水道 | | 上記法に定める技術部門「上下水道部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(上下水道)」に該当する。) | 同上 | | |
| 下水道 | | | 同上 | | |
| 農業土木 | | 上記法に定める技術部門「農業部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(農業)」に該当する。) | 同上 | | |
| 森林土木 | | 上記法に定める技術部門「林業部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(林業)」に該当する。) | 同上 | | |
| | (2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者(業務の種類を問わず次の要件を満たせばよい。) *実務経歴書を添付 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学含む)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント等業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者 ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者 ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者 | | | | |
| 測量業務 | 測量士であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者が管理技術者の資格要件となる。 *資格証の写しを添付 | | | | |

| | |
|---------|---|
| 地質調査業務 | <p>資格要件は次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。以下、同じ。）、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後10年以上の地質又は土質調査及び計測に関する実務経験有する者</p> <p>② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校において、土木工学、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後8年以上の地質又は土質調査及び計測に関する実務経験有する者</p> <p>(2) 地質調査技士の資格を有する者</p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を「建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）」、「応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）」、「総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするもの又は応用理学一般及び地質とするものに限る。）」に合格し、登録を受けている者。</p> |
| 用地調査等業務 | <p>資格要件は次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 *実務経歴書を添付</p> <p>(2) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者 *実務経歴書を添付</p> <p>(3) 主たる補償業務に関する補償業務管理士の資格を有する者（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう） *登録証の写しを添付</p> <p>(4) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） *登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写しを添付（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> |

建設コンサルタント業務等の委託に係る管理技術者及び照査技術者の選任について

1 管理技術者

管理技術者は、設計業務、測量業務、地質及び土質調査業務等のいずれにも、必ず定めること。

2 照査技術者

| 委託業務の種類 | 運用内容 |
|------------|---|
| 設計業務 | 1 概略設計 2 予備設計 3 詳細設計 4 「設計チェックマニュアル」に記載の業務 5 その他、照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務 |
| 測量業務 | 1 公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準により実施するもの。 ・ 基準点測量 ・ 路線測量 ・ 河川測量 ・ 地形測量 ・ 幅杭設置測量 ・ 用地測量 2 その他、照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務 3 但し、測量業務の設計金額が300万円未満のものにあつては、照査技術者は求めないものとし、管理技術者が照査業務を行うこととする。 |
| 地質及び土質調査業務 | 1 解析等調査業務 2 地質調査 3 その他、照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務 |
| 用地調査等業務 | 全ての業務に求める。 |

いずれの技術者についても、業務ごとに定める必要がある。

(例) 設計業務と測量業務をセットで発注する場合

設計業務についても、測量業務についても、それぞれ管理技術者及び照査技術者が必要である。

(但し、上記の「測量業務」3に該当する場合を除く。)

令和 8 年度 府中市橋梁定期点検業務 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、「令和 8 年度 府中市橋梁定期点検業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

本特記仕様書に記載していない事項については、「設計業務等共通仕様書（広島県）」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

2 適用の範囲

本業務の適用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 府中市が管理する橋梁とする。
- (2) 本業務は広島県橋梁定期点検要領（令和 6 年 9 月 広島県道路整備課）（以下、「定期点検要領」という。）に基づき実施する定期点検業務に適用する。

3 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第 1107 条の定めのほか、技術士および RCCM については次に定める要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門）
- (2) RCCM（道路又は鋼構造及びコンクリート）

4 業務計画書

受注者は、契約後速やかに点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員と協議了承後に提出するものとする。

なお、共通仕様書第 1112 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。

- (1) 安全管理計画
- (2) 関連資料貸与請求一覧表

ただし、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

5 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等のほか、次に示すものとする。

- (1) 定期点検要領

6 作業区分

本業務の作業区分は次によるものとする。

- (1) 作業区分 昼間作業
- (2) 施工区分 現場作業及び内業

ただし、現場条件等により作業区分に変更を要する場合は、調査職員と協議するものとする。

7 点検計画準備

点検に先立って、発注者から指定された本業務の対象となる施設についての資料収集及び点検計画を考案する。

なお、施設の状況（現地の交通状況、点検に伴う交通規制の必要、現地調査不可能等）により点検作業が出来ないと考えられる場合には、調査職員と協議するものとする。

8 実施計画書作成

受注者は、作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 対象位置図
- (2) 業務実施方針（点検方法）
- (3) 実施体制
- (4) 実施工程表
- (5) 安全管理計画（交通規制を含む）
- (6) その他調査職員が必要と認めたもの

なお、4 業務計画書と重複する場合は、それを省略できる。

9 点検に係る班編制および資格要件

点検の班編制は、3名（点検技術者、点検員、点検補助員）で編成することを基本とし、健全性の診断（部材単位の診断）において適切な評価を行うために、点検を行う者は施設の構造や部材の状態の評価に必要な知識および技能を有することが必要であるため、次の通りとする。

なお、点検を行う者の資格要件は別紙「資格要件に関する調書」で提出すること。

(1) 点検技術者

次の要件を有するものとする。

- ・ 橋梁の診断に関する相応の資格^{※1}

※1：橋梁の診断に関する相応の資格については次に掲げる資格のいずれかとする。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門）
- ②RCCM（道路又は鋼構造及びコンクリート）
- ③「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：橋梁（鋼橋）-業務：診断）、
又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）-業務：診断）

（２）点検員

次の要件を有するものとする。ただし、点検技術者が次の要件を有する場合は、点検員に次の要件を求めない。

- ・橋梁の点検に関する相応の資格^{※2}または相当の実務経験^{※3}

※2：橋梁の点検に関する相応の資格については次に掲げる資格のいずれかとする。

- ①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門）
- ②RCCM（道路又は鋼構造及びコンクリート）
- ③「国土交通省登録技術者資格」（施設分野：橋梁（鋼橋）-業務：点検）、
又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）-業務：点検）

※3：実務経験については、広島県の点検要領に基づく点検の実務経験を有する者とする。

（３）点検補助員

要件は特になし

10 現場点検

現場点検に際しては、次の項目に留意するものとする。

（１）調査職員等の立会い

受注者のみの点検時に、点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、調査職員等の立会いを求め、その指導等に従い点検を行うものとする。

（２）緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

11 点検結果取りまとめ

（１）点検評価

技術的助言の変更に伴い、診断所見の記載内容は、について次の事項を想定している。参考とする様式1～3は、今後本県の記録様式を改訂する際に考慮する予定である。

- ① 力学的機能に基づく機能毎の部材群^{※1}に想定する状況^{※2}が生じた際の安全性の状態^{※3}について評価様式(様式1、2)
- ② 維持管理する上で特別な取り扱いが必要となる可能性がある事象^{※4}について記

録する様式(様式3)

- ※1) 上部構造・下部構造・上下部接続部・その他(フュールセーフ、伸縮装置)
- ※2) ・活荷重: 普段、通らないような大型車の通行時や、大型車の連行
 - ・地震: しばしば生じるような地震よりも大きな地震(L1を超える地震)
 - ・豪雨や出水: しばしば生じるような豪雨や出水よりも大きな豪雨や出水(稀に生じる大規模なもの)
 - ・その他
- ※3) A: B、C以外
 - B: 致命的な状態とならない程度の変状が生じる可能性がある。
 - C: 致命的な状態となる可能性がある。
- ※4) 疲労、飛来塩分による塩害、ASR、防食機能の低下、洗掘、その他

(2) 点検データファイル(Access)

点検結果を、別途貸与する点検データファイル(Access)に入力することにより、データ作成を行うものとする。

なお、定期点検要領の改訂に伴う様式の変更については、契約後に貸与される「点検データファイル(Access)」に修正パッチファイルにより行うことを予定しており、修正パッチファイルの提供は、「表1 定期点検改訂スケジュール(案)」による。

1.2 再委託の禁止

共通仕様書第1128条第1項で示すほか、次に示すものとする。

- (1) 本業務の計画準備
- (2) 点検計画準備
- (3) 実施計画書作成
- (4) 現場点検
- (5) 損傷程度の評価
- (6) 報告書作成

1.3 成果品資料作成

本業務の成果品は、共通仕様書第1117条第1項で示すほか、次に示すものとする。

- (1) 点検調書の電子データ
- (2) その他調査職員の指示した資料

1.4 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

(1) 既存点検資料

その他業務履行上必要な発注者の所有する資料について貸与するものとする。

1.5 その他

- (1) 点検調書の諸元に記載が無い橋梁については、必要諸元を入力することとする。
- (2) 本業務の点検結果（点検調書）は、公表の対象となるため、点検者名は管理技術者とする。
- (3) 健全度判定Ⅳと判断する場合は、必ず発注者と協議をすること。

- (4) 橋梁の損傷や劣化の兆候を把握すること目的とし、定期点検で実施する点検項目は橋梁の損傷度を定量的に評価できるものとし、原則として、近接目視で確認できるものとする。調査では、定期点検要領に従って適切な方法で実施を行うものとする。

ただし、インフラ点検の技術や効率化の向上を目的に、点検支援技術性能カタログ等に掲載された新技術や UAV の積極的な活用を推進するため、全ての点検対象橋梁において、新技術や UAV の活用について検討することとする。特に UAV による点検調査が困難な場合には、理由の整理と改善等を報告書に記載することとする。

UAV の実施にあたっては、過年度の調査点検資料の他、国、特殊法人等、地方公共団体が行った UAV 調査点検の手法等を参考とし、事前に実施箇所、方法等について調査職員と協議の上、実施するものとする。

なお、事前許可申請等の手続きは受注者において行うこととする。

成果品として、UAV 調査点検の実施内容及び現地状況等を取りまとめ、橋梁点検における UAV の使用手法について検討し今後の基礎資料とするため報告書を作成すること。

- (5) 本市では、2022年度より、ドローンネイティブシティープロジェクトを展開しています。その中で、ビジネスマッチング、飛行場所の提供、国・県の支援制度の紹介や府中市の支援策の情報提供をおこなっているなど、あらゆる場面において UAV の活用を進めていくこととしている。そのため、本業務以外で、UAV を活用した事例や今後活用が見込まれる事案がある場合は、情報提供をおこなうこと。

ホームページアドレス：<https://fuchu-drone.jp/>

参考【様式1】

別紙2 様式1様式2様式3

様式1

橋梁名・所在地・管理者名等

新様式20240126時点版

| | | | | | | |
|--------|------|--------|----------|--------|----------|--|
| 橋梁名 | 路線名 | 所在地 | 起点側 | 緯度 | 経度 | |
| (フリガナ) | | | | | | |
| 管理者名 | 路下条件 | 代替路の有無 | 自専道or一般道 | 緊急輸送道路 | 占有物件(名称) | |

道路橋毎の健全性の診断

橋梁諸元

| | | | | |
|-------------------|------|----|----|------|
| 各示に基づく健全性の診断結果の区分 | 架設年度 | 橋長 | 幅員 | 橋梁形式 |
| | | | | |

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果

定期点検実施年月日

定期点検者

(株)○○ △△

| | 想定する状況 | | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----|---|
| | 活荷重 | 地震 | 豪雨・出水 | その他 | |
| 橋(全体として) | | | | () | — |
| 上部構造 | 写真番号 1 | 写真番号 1 | 写真番号 | () | — |
| 下部構造 | 写真番号 2 | 写真番号 2 | 写真番号 4 | () | — |
| 上下部接続部 | 写真番号 3 | 写真番号 3 | 写真番号 | () | — |
| その他(フェールセーフ) | 写真番号 | 写真番号 | 写真番号 | () | — |
| その他(伸縮装置) | 写真番号 | 写真番号 | 写真番号 | () | — |

全景写真(起点側、終点側を記載すること)



参考【様式2】

別紙2 様式1様式2様式3

様式2

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

新様式20240126時点版

○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

| 上部構造 | | | | 下部構造 | | | | | | | |
|--------|-------------|--------|------------------|--------|-------------|--------|------------------|----|---|------|-----|
| 想定する状況 | 1. 活荷重 | 部材群の状態 | 3. 荷重支持機能(鉛直)が低下 | 想定する状況 | 2. 地震 | 部材群の状態 | 9. 位置保持機能(鉛直)が低下 | | | | |
| 写真番号 | 1 | 径間 | 1 | 部材番号 | Mg01 | 写真番号 | 1 | 径間 | 1 | 部材番号 | P02 |
| 備考 | (適宜、特記事項など) | | | 備考 | (適宜、特記事項など) | | | | | | |
| 上下部接続部 | | | | 下部構造 | | | | | | | |
| 想定する状況 | 1. 活荷重 | 部材群の状態 | 3. 荷重支持機能(鉛直)が低下 | 想定する状況 | 2. 地震 | 部材群の状態 | 9. 位置保持機能(鉛直)が低下 | | | | |
| 写真番号 | 3 | 径間 | 1 | 部材番号 | B01 | 写真番号 | 4 | 径間 | 1 | 部材番号 | F01 |
| 備考 | (適宜、特記事項など) | | | 備考 | (適宜、特記事項など) | | | | | | |

参考【様式3】

別紙2 様式1様式2様式3

様式3

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

新様式20240126時点版

| 施設ID | | 0 | | 定期点検実施年月日 | | 0 | | 定期点検者 | (株)〇〇 △△ |
|--------------|---------------------|-----------|-----|-----------|----|-----|-----------------------------|----------------------|----------|
| 該当部位 | 特定事象の有無 (有もしくは無) | | | | | | 健全性の診断の前提 (近接目視をできた範囲など) | 特記事項 (現地での応急措置など) | |
| | 疲労 | 飛来塩分による塩害 | ASR | 防食機能の低下 | 洗掘 | その他 | | | |
| 上部構造 | | | | | | | | | |
| 下部構造 | | | | | | | | | |
| 上下部接続部 | | | | | | | | | |
| その他(フェールセーフ) | | | | | | | | | |
| その他(伸縮装置) | | | | | | | | | |
| 所見 | (適宜、所見を記入) | | | | | | | | |

令和 8 年度

府中市橋梁定期点検業務（その1）

業務価格

消費税相当額

業務費計

府中市

市内

地内

業務概要

橋梁定期点検 N=28橋

総括情報表

| | | |
|---|---|---|
| 変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 | 0 72 府中市 00-08.05.01(0) 2 委託 | 凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン |
| 発注区分 消費税率(%) | 当世代 41 建設コンサル 10 | 前世代 |
| 建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。 | | |

設計業務費 内訳表

| 費目・工種・施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------------|----|----|----|----|------------------|
| 設計業務費 | | | | | X3000 |
| 道路施設点検業務 | | | | | Y2C06 レベル1 |
| | 1 | 式 | | | |
| 共通 | | | | | Y2C0601 レベル2 |
| | 1 | 式 | | | |
| 打合せ等 | | | | | Y2C060101 レベル3 |
| | 1 | 式 | | | |
| 打合せ等 中間打合せ1回 | | | | | Y2C06010101 レベル4 |
| | 1 | 式 | | | |
| 打合せ 設計業務 | | | | | SA010100010 00 |
| | 1 | 業務 | | | 単第0 -0001 表 |
| 橋梁定期点検業務 | | | | | Y2C0603 レベル2 |
| | 1 | 式 | | | |
| 橋梁定期点検業務 | | | | | Y2C060301 レベル3 |
| | 1 | 式 | | | |
| 点検計画 橋梁数 2 8 橋 | | | | | Y2C06030101 レベル4 |
| | 1 | 式 | | | |

設計業務費 内訳表

| 費目・工種・施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------------------------|----|----|----|----|----------------------------|
| 点検計画準備 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | SHDA0095 00 単第0 -0002 表 |
| 橋梁現場点検(近接目視点検) 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | Y2C06030103レベル4 |
| 橋梁現場点検(近接目視点検) 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | SHDA0103 00 単第0 -0008 表 |
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | Y2C06030104レベル4 |
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | SHDA0107 00 単第0 -0015 表 |
| 成果品作成 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | Y2C06030105レベル4 |
| 成果品資料作成 橋梁数 2 8 橋 | 1 | 式 | | | SHDA0087 00 単第0 -0021 表 |
| ** 直接人件費 ** | | | | | |
| 直接経費 | | | | | Z0001 |

設計業務費 内訳表

| 費目・工種・施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------------------------|----|----|----|----|-----------------|
| 旅費交通費 | | | | | YZZ0101 レベル2 |
| | 1 | 式 | | | |
| 旅費交通費 | | | | | YZZ010101 レベル3 |
| | 1 | 式 | | | |
| 旅費交通費(橋梁定期点検) 橋梁数28橋 | | | | | YZZ01010102レベル4 |
| | 1 | 式 | | | |
| 旅費交通費 橋梁数28橋 | | | | | SHDA0111 00 |
| | 1 | 式 | | | 単第0 -0023 表 |
| 電子成果品作成費 | | | | | YZZ0102 レベル2 |
| | 1 | 式 | | | |
| 電子成果品作成費 | | | | | YZZ010201 レベル3 |
| | 1 | 式 | | | |
| 電子成果品作成費 | | | | | YZZ01020101レベル4 |
| | 1 | 式 | | | |
| 電子成果品作成費(設計) 概略設計, 予備設計及び詳細設計 | | | | | S2Z0102X3 00 |
| | 1 | 式 | | | 単第0 -0025 表 |
| 機械経費(橋梁定期点検) | | | | | YZZ0105 レベル2 |
| | 1 | 式 | | | |

設計業務費 内訳表

| 費目・工種・施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------------------------|----|----|----|----|------------------------------|
| 機械経費（橋梁定期点検） | 1 | 式 | | | YZZ010501 レベル3 |
| 機械経費（橋梁定期点検） | 1 | 式 | | | YZZ01050101 レベル4 |
| 橋梁点検車 【15mを超え20m以下】 | 1 | 日 | | | V000000100 00 単第0 -0026 表 |
| 安全費（橋梁定期点検） | 1 | 式 | | | YZZ0106 レベル2 |
| 安全費（橋梁定期点検） | 1 | 式 | | | YZZ010601 レベル3 |
| 安全費（橋梁定期点検） | 1 | 式 | | | YZZ01060101 レベル4 |
| 交通規制設備 規制車両なし | 1 | 日 | | | F000000200 00 |
| 安全費（橋梁定期点検） | 1 | 式 | | | YZZ01060101 レベル4 |
| 交通誘導警備員B | 2 | 人 | | | R0369 00 |

設計業務費 内訳表

| 費目・工種・施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--|----|----|----|----|----|
| ** 直接原価 ** | | | | | |
| その他原価 計算情報..... 対象額..... 率..... | | | | | |
| ** 間接原価 ** | | | | | |
| ** 業務原価 ** | | | | | |
| 一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率..... | | | | | |
| 業務価格計 | | | | | |
| 消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率..... | | | | | |
| 業務費計 | | | | | |
| | | | | | |

施工単価表

点検計画準備
橋梁数 2 8 橋

SHDA0095

単第0 -0002 表

1 式 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|----|----|--|----|------------|
| 点検計画準備 橋長5m未満 | 3 | 橋 | | | 単第0-0003 表 |
| 点検計画準備 橋長5m以上10m未満 | 19 | 橋 | | | 単第0-0004 表 |
| 点検計画準備 橋長10m以上15m未満 | 4 | 橋 | | | 単第0-0005 表 |
| 点検計画準備 橋長15m以上20m未満 | 1 | 橋 | | | 単第0-0006 表 |
| 点検計画準備 橋長50m以上75m未満 | 1 | 橋 | | | 単第0-0007 表 |
| *** 単位当り *** | 1 | 式 | | | |
| A=3 橋長5m未満(橋) C=4 橋長10m以上15m未満(橋) E=0 橋長20m以上30m未満(橋) | | | B=19 橋長5m以上10m未満(橋) D=1 橋長15m以上20m未満(橋) F=0 橋長30m以上50m未満(橋) | | |
| G=1 橋長50m以上75m未満(橋) I=0 橋長100m以上150m未満(橋) K=0 橋長200m以上250m未満(橋) | | | H=0 橋長75m以上100m未満(橋) J=0 橋長150m以上200m未満(橋) L=0 橋長250m以上300m未満(橋) | | |
| M=0 橋長300m以上350m未満(橋) | | | N=0 橋長350m以上400m未満(橋) | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

施工単価表

橋梁現場点検(近接目視点検)
橋梁数 2 8 橋

SHDA0103

単第0 -0008 表

1 式 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--|----|----|---|----|------------|
| 橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長5m未満 | 3 | 橋 | | | 単第0-0009 表 |
| 橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長5m以上10m未満 | 19 | 橋 | | | 単第0-0010 表 |
| 橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長10m以上15m未満 | 4 | 橋 | | | 単第0-0011 表 |
| 橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長15m以上20m未満 | 1 | 橋 | | | 単第0-0012 表 |
| 橋梁現場点検(近接目視点検) - 橋長50m以上75m未満 | 1 | 橋 | | | 単第0-0013 表 |
| 点検橋梁が複数ある場合の橋梁間の移動 | 27 | 回 | | | 単第0-0014 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 式 | | | |
| A=1 - C=19 橋長5m以上10m未満(橋) E=1 橋長15m以上20m未満(橋) | | | B=3 橋長5m未満(橋) D=4 橋長10m以上15m未満(橋) F=0 橋長20m以上30m未満(橋) | | |
| G=0 橋長30m以上50m未満(橋) I=0 橋長75m以上100m未満(橋) K=0 橋長150m以上200m未満(橋) | | | H=1 橋長50m以上75m未満(橋) J=0 橋長100m以上150m未満(橋) L=0 橋長200m以上250m未満(橋) | | |
| M=0 橋長250m以上300m未満(橋) O=0 橋長350m以上400m未満(橋) | | | N=0 橋長300m以上350m未満(橋) | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

施工単価表

橋梁点検結果取りまとめ
橋梁数 2 8 橋

SHDA0107

単第0 -0015 表

1 式 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---|----|----|--|----|------------|
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋長5m未満 | 3 | 橋 | | | 単第0-0016 表 |
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋長5m以上10m未満 | 19 | 橋 | | | 単第0-0017 表 |
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋長10m以上15m未満 | 4 | 橋 | | | 単第0-0018 表 |
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋長15m以上20m未満 | 1 | 橋 | | | 単第0-0019 表 |
| 橋梁点検結果取りまとめ 橋長50m以上75m未満 | 1 | 橋 | | | 単第0-0020 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 式 | | | |
| A=3 橋長5m未満(橋) C=4 橋長10m以上15m未満(橋) E=0 橋長20m以上30m未満(橋) | | | B=19 橋長5m以上10m未満(橋) D=1 橋長15m以上20m未満(橋) F=0 橋長30m以上50m未満(橋) | | |
| G=1 橋長50m以上75m未満(橋) I=0 橋長100m以上150m未満(橋) K=0 橋長200m以上250m未満(橋) | | | H=0 橋長75m以上100m未満(橋) J=0 橋長150m以上200m未満(橋) L=0 橋長250m以上300m未満(橋) | | |
| M=0 橋長300m以上350m未満(橋) | | | N=0 橋長350m以上400m未満(橋) | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

橋梁点検車及び高所作業車日数 算定表

橋梁点検車の算定

| 橋長 | 数量（橋） | 1橋当たりの 点検日数（日） | 係数 | 点検日数 | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|-----|------|----|
| 橋長5m未満 | | 0.2 | 1 | | |
| 橋長5m以上10m未満 | | 0.2 | 1.1 | | |
| 橋長10m以上15m未満 | 1 | 0.2 | 1.2 | 0.24 | |
| 橋長15m以上20m未満 | | 0.2 | 1.3 | | |
| 橋長20m以上30m未満 | | 0.2 | 1.4 | | |
| 橋長30m以上50m未満 | | 0.2 | 1.5 | | |
| 橋長50m以上75m未満 | | 0.2 | 1.6 | | |
| 橋長75m以上100m未満 | | 0.2 | 1.7 | | |
| 橋長100m以上150m未満 | | 0.2 | 2.0 | | |
| 橋長150m以上200m未満 | | 0.2 | 2.2 | | |
| 合計 | | | = | 0.24 | |
| | | | ≒ | 1 | 日 |

高所作業車の算定

| 橋長 | 数量（橋） | 1橋当たりの 点検日数（日） | 係数 | 点検日数 | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|-----|------|----|
| 橋長5m未満 | | 0.2 | 1.0 | | |
| 橋長5m以上10m未満 | | 0.2 | 1.1 | | |
| 橋長10m以上15m未満 | | 0.2 | 1.2 | | |
| 橋長15m以上20m未満 | | 0.2 | 1.3 | | |
| 橋長20m以上30m未満 | | 0.2 | 1.4 | | |
| 橋長30m以上50m未満 | | 0.2 | 1.5 | | |
| 橋長50m以上75m未満 | | 0.2 | 1.6 | | |
| 橋長75m以上100m未満 | | 0.2 | 1.7 | | |
| 橋長100m以上150m未満 | | 0.2 | 2.0 | | |
| 橋長150m以上200m未満 | | 0.2 | 2.2 | | |
| 合計 | | | = | | |
| | | | ≒ | | 日 |

交通誘導員 算定表

橋梁点検車

| 橋長 | 数量 (橋) | 1橋当たりの 点検日数 (日) | 係数 | 点検日数 | 備考 |
|----------------|--------|--------------------|-----|------|----|
| 橋長5m未満 | 0 | 0.2 | 1.0 | 0.00 | |
| 橋長5m以上10m未満 | 0 | 0.2 | 1.1 | 0.00 | |
| 橋長10m以上15m未満 | 1 | 0.2 | 1.2 | 0.24 | |
| 橋長15m以上20m未満 | 0 | 0.2 | 1.3 | 0.00 | |
| 橋長20m以上30m未満 | 0 | 0.2 | 1.4 | 0.00 | |
| 橋長30m以上50m未満 | 0 | 0.2 | 1.5 | 0.00 | |
| 橋長50m以上75m未満 | 0 | 0.2 | 1.6 | 0.00 | |
| 橋長75m以上100m未満 | 0 | 0.2 | 1.7 | 0.00 | |
| 橋長100m以上150m未満 | 0 | 0.2 | 2.0 | 0.00 | |
| 橋長150m以上200m未満 | 0 | 0.2 | 2.2 | 0.00 | |
| 小計 | 1 | | = | 0.24 | 日 |

高所作業車

| 橋長 | 数量 (橋) | 1橋当たりの 点検日数 (日) | 係数 | 点検日数 | 備考 |
|----------------|--------|--------------------|---------|------|----|
| 橋長5m未満 | 0 | 0.2 | 1.0 | 0.00 | |
| 橋長5m以上10m未満 | 0 | 0.2 | 1.1 | 0.00 | |
| 橋長10m以上15m未満 | 0 | 0.2 | 1.2 | 0.00 | |
| 橋長15m以上20m未満 | 0 | 0.2 | 1.3 | 0.00 | |
| 橋長20m以上30m未満 | 0 | 0.2 | 1.4 | 0.00 | |
| 橋長30m以上50m未満 | 0 | 0.2 | 1.5 | 0.00 | |
| 橋長50m以上75m未満 | 0 | 0.2 | 1.6 | 0.00 | |
| 橋長75m以上100m未満 | 0 | 0.2 | 1.7 | 0.00 | |
| 橋長100m以上150m未満 | 0 | 0.2 | 2.0 | 0.00 | |
| 橋長150m以上200m未満 | 0 | 0.2 | 2.2 | 0.00 | |
| 小計 | 0 | | = | 0.00 | |
| | | | | | |
| 計 | | | 0.24+0= | 0.24 | |
| | | | ≒ | 1 | 日 |

| | | | | | |
|----|---|--------|---|---|---|
| 合計 | 1 | × 2 箇所 | = | 2 | 人 |
|----|---|--------|---|---|---|

交通規制設備日数 算定表

交通規制設備（交通規制車有り）の算定

| 橋長 | 数量（橋） | 1橋当たりの 点検日数（日） | 係数 | 点検日数 | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|-----|------|----|
| 橋長5m未満 | 0 | 0.2 | 1 | 0.00 | |
| 橋長5m以上10m未満 | 0 | 0.2 | 1.1 | 0.00 | |
| 橋長10m以上15m未満 | 0 | 0.2 | 1.2 | 0.00 | |
| 橋長15m以上20m未満 | 0 | 0.2 | 1.3 | 0.00 | |
| 橋長20m以上30m未満 | 0 | 0.2 | 1.4 | 0.00 | |
| 橋長30m以上50m未満 | 0 | 0.2 | 1.5 | 0.00 | |
| 橋長50m以上75m未満 | 0 | 0.2 | 1.6 | 0.00 | |
| 橋長75m以上100m未満 | 0 | 0.2 | 1.7 | 0.00 | |
| 橋長100m以上150m未満 | 0 | 0.2 | 2 | 0.00 | |
| 橋長150m以上200m未満 | 0 | 0.2 | 2.2 | 0.00 | |
| 合計 | 0 | | = | 0.00 | |
| | | | ≒ | 0 | 日 |

交通規制設備（交通規制車無し）の算定

| 橋長 | 数量（橋） | 1橋当たりの 点検日数（日） | 係数 | 点検日数 | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|---------|------|----|
| 橋長5m未満 | 0 | 0.2 | 1 | 0.00 | |
| 橋長5m以上10m未満 | 0 | 0.2 | 1.1 | 0.00 | |
| 橋長10m以上15m未満 | 1 | 0.2 | 1.2 | 0.24 | |
| 橋長15m以上20m未満 | 0 | 0.2 | 1.3 | 0.00 | |
| 橋長20m以上30m未満 | 0 | 0.2 | 1.4 | 0.00 | |
| 橋長30m以上50m未満 | 0 | 0.2 | 1.5 | 0.00 | |
| 橋長50m以上75m未満 | 0 | 0.2 | 1.6 | 0.00 | |
| 橋長75m以上100m未満 | 0 | 0.2 | 1.7 | 0.00 | |
| 橋長100m以上150m未満 | 0 | 0.2 | 2 | 0.00 | |
| 橋長150m以上200m未満 | 0 | 0.2 | 2.2 | 0.00 | |
| 合計 | 1 | | 0+0.24= | 0.24 | |
| | | | ≒ | 1 | 日 |